

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月23日 02時21分ごろ
発生場所	和歌山県那智勝浦町宇久井港東方沖 宇久井駒埼灯台から真方位092° 1,433m付近 (概位 北緯33° 38.9' 東経135° 59.7')
事故の概要	液体化学薬品ばら積船正運丸は、南南西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年12月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 正運丸、343トン 144044、有限会社新晃船舶
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 バルバスバウに擦過痕 定置網 道網のロープ等が破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西～北北西、風力 4～6、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期 本事故発生時、和歌山県那智勝浦町に強風注意報及び波浪注意報が発表されていた。
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか1人が乗り組み、約11ノットの対地速力で紀伊半島東方沖を南南西進中、航海士が、単独で夜間の船橋当直に当たり、椅子に腰を掛けていたところ、居眠りに陥り、‘那智勝浦町宇久井港東方沖に設置された定置網（和定第14号）’（以下「本件定置網」という。）に進入して停止した。 航海士は、船橋内で立って操船に当たっているときには、眠気を感じず、眠るとは思っていなかったものの、動作感知が5分間に設定されていた船橋航海当直警報装置の警報が鳴る直前に、船体の振動及び主機の音の急激な変化で目が覚めた。 航海士は、変針予定場所までの間に本船に接近する他船の航海灯を認めず、他船がないことを確認し、安心したので、操舵スタンドの前に椅子を運んで腰を掛け、楽な姿勢で当直を続けたところ、居眠りに陥ってしまったと本事故後に思った。
分析	本船は、航海士の単独当直で自動操舵により南南西進中、航海士が、椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥り、変針予定場所を通過して本件定置網に向けて航行を続けたことから、本件定置網に乗り揚げた

	<p>ものと考えられる。</p> <p>航海士は、変針予定場所までの間に本船に接近する他船の航海灯を認めず、他船がないことを確認し、安心したことから、操舵スタンドの前に椅子を運んで腰を掛けて当直を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、航海士の単独当直で自動操舵により南南西進中、航海士が、椅子に腰を掛けた状態で居眠りに陥り、変針予定場所を通過して本件定置網に向けて航行を続けたため、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当直者は、単独で夜間の船橋当直中、立って手動操舵を行うこと及び窓を開けて外気を取り入れたりすることなど、様々な居眠りを防止する措置を積極的に採ること。 ・ 船橋航海当直警報装置を備える船舶においては、作動が休止する時間の設定を可能な限り短くすることが望ましい。